

「三条教則」關係資料（四）

本号は

- 『三条演義』 田中頼庸 (明治六年四月)
 - 『三条弁解』 細谷環溪 (明治六年四月)
 - 『三条教憲拙解』 清水彦介 (明治六年八月)
 - 『三条教憲要解』 清水彦介 (明治六年九月)
 - 『天理人道弁』 長川東洲 (明治六年九月)
- の五点を収める。(内訳、神道家三点・儒学者一点・仏教者一点、である)

『三条演義』 田中頼庸 (明治六年四月)

本書の著者は当時権少教正であつた田中頼庸である。三条教則の発布以後、その衍義書は陸統として出され、明治期を通じて約百点を超えようとする数にのぼるが、数ある衍義書のなかで最も正統とされ、かつ神道界は勿論のこと、仏教界においても批判する意味でも広く読まれた三条教則の衍義書は、この田中頼庸の『三条演義』を置いて他にはない。それはあたかも教育勅語が渙発され、丁度その一年後に井上哲次郎の『勅語衍義』が刊行され、数多い勅語衍義書のなかでも最も標準的注解書として半ば公の勅語衍義書と位置づけられ広く読まれたのと、奇しくも丁度一年後という時間的関係を含め、まったく同様で、三条衍義の白眉とも称されている。

田中頼庸は天保七年(一八三六)五月、薩摩藩士田中四郎左衛門の子として生まれた。号は雲軸。母は樺山氏。十五歳のとき大島に流され苦勞するが文久年間に上洛、明治初年に造士館国学局初講となり、神社奉行となつた。明治四年(一八七一)神祇省に出仕し教部大録、同七年神宮大官司、同九年大教正、同十年神宮官司(官制改革)となり、同十二年神道事務局副管長となり、明治十五年には神宮奉斎会の前身である神道神宮教管長となり正六位に叙せられた。大教院の神殿鎮座祭には誓主をつとめ、また祭神論争の際は伊勢派の首領として活躍し、明治時代の神道界をリードした重鎮であつた。明治三十年(一八九七)四月十日没。寿六十二。著述に『校訂日本紀』『校訂古事記』『賢所祭神考証』『神宮祭神提要』『神宮祭神略記』『古事記新釈』『校訂古語拾遺』『神徳論』『諄辭祝詞集』『梅の屋文集』等多数ある。

本書は文の格調も高く、神道界内部でも指南の書とされたが故に、仏教界からみれば神道界の中心人物の注解書として一言半句が攻撃の対象であつた。すなわち、大教院講究課の決定にしたがつて天神造化の問題、端的に言えば、

天御中主尊・高皇産靈神・神皇産靈神の造化三神は天地以前よりありて天地を創造したる神であるとする考え方に
り、本書中第一条の敬神条項の衍義箇所では、「此世界の最初は皇祖三神無始より天地造化の本祖とし、世界を鍛造
し、神聖を化生し……」とあるが、この創造説の表現の点で島地黙雷など仏教側から批判を受けるのである。仏教側
は当然非天神造化説であり、事物の生々発展消滅を縁起因縁生で説明する。ここでかなり議論があり、結果、のちに
本書の再版に際しては「鍛造云々」の文言を省いたという（この点に関しては徳重浅吉『維新政治宗教史研究』が詳
細に論じている）。ともあれ、明治初年頃における神仏関係の理論的確執の課題の中心にあったという意味において
貴重な一書であることは間違いないところである。

本書は中西源八の蔵版にかかり、末尾の跋に龍田大宮司兼大講義であった大沢清臣の一文を添えている。

なお、本書は夙に有名であり、すでに『明治文化全集』宗教篇に収録されているが、今回の所載については大倉精
神文化研究所蔵本に依った。

『三条弁解』 細谷環溪（明治六年四月）

本書は和装袋糸綴の刊本で、永平寺・総持寺と記した用紙を用い、全一〇丁より成る。見返しに「官許 明治六年
四月 三条弁解 禅曹洞本山蔵」とある。著者については書中には何も記載がないが、「社寺取調類纂」にある記事
により、曹洞宗本山永平寺の細谷環溪とされる（豊田武『改訂日本宗教制度史の研究』）。細谷は明治五年四月二十八
日に教導職権少教正となり、同年六月十三日には大教正となっている。

内容は『日本書紀』『古事記』等を引用しながら説き示し、末尾に「余論」と題して「民心維持ノ要道此外ニ出ル
コト能ハス。……然ハ則チ三条ノ教ハ今日ニ始マルニ非スシテ、神々繼承シ給フ固有ノ国教ナリ。」と三条教則の位
置づけをしている。本書は仏教側からの三条教則衍義書でありながら仏教臭はまったく無く、すべて神道の解釈に依

っている。これは本書が細谷環溪個人の著作というより曹洞宗門全体としての三条教則に対するアプローチという立場からであることを思えば、このような解釈も時代思潮の影響を受けたものとして止むを得なかったであろう。

なお、本書は『明治仏教思想資料集成』第二巻にも収録されているが、今回は大倉精神文化研究所蔵本を使用した。ただ大倉精神文化研究所蔵本には「三条略解 曾洞派本山著」とあり、二種の書名があったことになる。

『三条教憲拙解』 清水彦介（明治六年八月）

これは当時教導職十級試補、権中講義であった清水彦介の手になるもので、『教義新聞』第二十七号に掲載したものである。ただ残念ながら、神道家清水彦介なる人物の経歴等については、これを知り得る史料を持ち合わせていないので「教義新聞」とのかかわりの程も存知しないが、おそらくこの一文は清水自身が寄稿したものと思われる。

この「教義新聞」は、我が国における宗教新聞の嚆矢とされ、創刊は明治五年九月、最初のうちは毎月二・三号ずつ発行し、その後しだいに毎月五・六回となるが、明治八年四月をもって終刊、わづか三年弱の期間に一〇六号まで発行している。つまり、「教義新聞」が出された期間は、教部省が発足して三条教則が發布され、神仏合同の大教院体制が出来あがろうとした時から真宗の大教院脱退、そして信教自由の口達が出される時期に丁度符合している。したがって、その時々刻々の宗教関係の法令・記事や、投書・論説などを載せていて、中には興味深い記事も散見される。

清水の衍義内容は文中に「全ク僧侶修験祈念祈祷ヲシテ人ノ為メニ方便利益ヲ求ムル如キノ淫祀に非ス。」とあり、末尾に「皇国永世不朽神道ノ教憲也。」とあるように、当時の神道人の意識を伺うためには格好の材料となるであろう。

なお、「教義新聞」については、『明治仏教思想資料集成』中に「教義新聞」（二冊）として第一号から第一〇六号

まで詳細な解説を附して収録している。よつてこの一文は『明治仏教思想資料集成』本に依つた。

『三条教憲要解』 清水彦介 (明治六年九月)

これも前掲の『三条教憲拙解』と同様、清水彦介の手になるもので、「教義新聞」第二十九号に所載している。その内容は前掲の一文を要約したようなかたちのきわめて短いものであり、さして特徴のあるものとは言えないが、口吻は末尾に「右ノ三条ハ皇國神道ノ本教ニシテ……」とあるごとく、徹底的に神道本位の立場であることを明確に打出している。

なお、これも『明治仏教思想資料集成』本に依つた。

『天理人道弁』 長川東洲 (明治六年九月)

この一文は幕末維新期の儒学者長川東洲の手になり、「教義新聞」第三十号に所載する。冒頭に、この一文を教導の資に供するため「教義新聞」に載せたとする阿部真造による説明のあと、長川の短かい本文が続く。阿部真造なる人物は天保二年(一八三二)長崎の唐通事貞方平四郎の子として生まれ、長崎浦上村役となっている。村役手伝のとき一時受洗し、神父プチジャンのもとで働くが、明治二年(一八六九)上海・香港に渡つた。帰国後もキリスト教布教につとめるが、明治五年(一八七二)に棄教、一転して神道教導職となつた人物である。

長川東洲は長崎の人。名は熙、字は元喙、通称は彦次郎、のち退蔵と称し東洲のほか竹院の号をもつ。藩贊の教官をつとめ、明治七年十月八日没、寿六十一であった。著述に『読外史余論』二冊、『日本外史文法論』一冊、『日本外史論贊評点』、『教義策題』などがあるが、特に日本外史の研究で世に知られた人物である。徳重浅吉『維新政治宗教史研究』によれば、長川はこれらの著述のほかに『新法教論』と題する建白書があり教部省に提出したという。そ

の中で長川は神道とキリスト教を比較すると、神道には六点の不足があるとし、それは左のごときものであるという。

一、彼ハ独一真神是ハ八百万神

一、彼ノ天ハ十二重天是ハ太陽

一、彼八十誠初トシテ政教一致是ハ古書ニ政教一致難見

一、彼ハ未来之昇況ヲ審ニ談ス是ハ不審

一、彼ハ未来昇天之為ニ甘死ヲ談ス是ハ死亡葬式ハ不潔ナドイフテ不談

一、彼患教ナレトモ教示人邪蘇ナル巧教者アリ是ハ彼ニ匹敵スル者ナシ無意也

よつてキリスト教と対抗するには神道を主とし儒仏を補在とすべきである、というのが長川の立場であつたようである。この長川の六点の指摘が神道の足らざるところであるか否かはさておき、比較するとたしかに違いではある。長崎在住の儒者として彼我の相違点をしっかりと認識していたことだけは間違いないところであろう。そして、この長川の言わば神主儒仏双翼論の考えはこの短文にもよくあらわれていて、三条教則中、第二条を題名とし、天理人道という儒教の立場からは最も説きやすい五倫五常の遵守という点から衍義に入り、そのあと、キリスト教との対比関係において敬神愛国の趣旨を説く順序になつているのである。これはやはり長川の地域性である長崎周辺における神父や信徒の動向や実情を知っていたが故にキリスト教の存在が常に念頭にあつたということであろう。この点が他の衍義書とは異なる特徴であるといえよう。

なお、これも『明治仏教思想資料集成』本に依つた。

(三宅)

凡 例

凡例については前号にしたがつた。

『三条演義』 田中頼庸 (明治六年四月)

序

天下に教はしも多にあれども其基本とする大旨は人を導きて善を勧め悪きを懲さしむるより他なし。然れども其説に深き浅き至り至らぬ種々の差あるを、我神教は尊く奇く玄く幽き道の極にして、一日片時も無くて得あらぬは此の教になむ有ける。抑天地の初発の時天祖造化大神の伊弉諾伊弉冉大神に天瓊戈を賜ひて、この国土を修固めなせと詔給へるは即ち神随の本教にして、天神の太兆に卜へて教給ふとあるぞ、教といふ語の神典に見えたる始なりける。其他神祇の詔を載られたる条々は悉に教に洩る、こと無し。況て皇祖天照大御神に高天原を依給ひし詔と、皇孫瓊々芸尊に宝祚の隆を万世かけて祝給ひし詔との類は、有るが中にも高く貴き真訓なれば、天下の人民は最も能弁へ居らでは合はぬ理にこそ。されば皇国の教は直に天国より伝はり来し法にして、天皇の歴史

無窮に変わる事無く、動く事無く、今の現に行はれ、物知らぬ山樵賤女さへも幽世かけて神を頼む心の具はれるは、謂ゆる不言の教の自然に存れること言まくも更なれば、其統の学に志せる者は特に誠を尽して神習ふべき理には有れども、其流の弊互に派を分ち各門を異にし、己がむさく其法を推弘めむとして、終に青人草習ふ所為の無きにしも非ざるを、去年の春更に三条の規則を定めて、教官の授給へるは、支流をして水源に帰けしめ給はむの叡慮と窺奉られたり。予教正の後に列なりて、固より劣なく拙なく学の才さへ足はぬ物から、斯く重き職に補れつ、小功をも立ること無く、徒に日月を過してば、神と皇との御恩に違はむことの最畏ければ、今し新に同学の徒と相議りて、かの三条の規則を本文として此演義を物しつるになむ。さて其説は悉に神典を徴とし、旧牒古歌をも引用し、また先哲の説などを交取れることども甚多ければ、予が著せる書には有れども、実は予が言に非ざる説も少からざるが故に、かの人を導きて善を勧め悪きを懲し、皇国の本教に立入しむべき為には、はた其道の山口と言むも誣説には非ずかし。

神武天皇紀元二千五百二十三年四月七日

權少教正 田中頼庸謹撰

三条演義

敬神愛国の旨を体すべき事

神とは天祖天神を始奉り、総て朝典に列する大小の神祇及土地の産土神氏神等を謂なり。凡そ神を敬し、祭を慎しむは、国を治るの要道にして、皇祖天神の詔を以て天下万世の法と定給へる皇政の大本にして、大初ヨハンシメに天照大神の皇孫尊を天下の大君と定給ひし時に、天上にて天皇の御位に即奉り、宝鏡を授て詔はく、『吾尼視ニシ此宝鏡タマシ当猶視レ吾可カ与ト同床共殿ト以テ為ス齋鏡シメ』と訓給ひし任、皇孫尊の弥継々親しく此御霊を拜奉り、孝敬の誠を尽し給ひ、万世の今に儼然として皇大神宮の御神体と祀給ふ所なり。此時高皇産霊神も亦自ら其御霊を神籬に鎮めて玉体の御守に授給ひしは、八神殿鎮魂祭の權輿にして、天社国社の神祇も悉く天上の儀に則り、祀典を奉じて給ひ、神武天皇の時敬神の道益明にして、皇祖天神の御霊を祀給ひ、崇神天皇に至て神物を分ち、神の封戸を定

られ、礼典大に備れり。爾來歴世の天皇皆其御志を継せ給ひて、神祭を第一とし、国の為民の為に福を祈り災を攘ひ、衣食の道治り、上下各其所を得て、皇猷を恢弘し、天下を平治し給ふ。故に祈年月次新嘗祭の祝詞に『高天原に神留坐す皇親神漏伎命神漏美命以て天社国社と称辞竟奉る皇神等とある如く、皇祖天神の祭祀をば皇政の第一と定られし本原を熟考するに、此世界の最初は皇祖三神無始より天地造化ムスビの本祖とし、世界を鍛造スヅカし、神聖を化生し、伊弉諾伊弉冉尊に至て夫婦の礼を行ひ、神人を産生し、国土万物を發育し、日月風火金水土衣食住等の神より凡て天地の間に有ゆる事物を悉く分掌る八百万物を生給て、各相制し相助けて、四時行はれ、人民万物生々蕃息して、神化の玄妙なること宇宙ヨソナカの生類皆其恩徳を蒙らざる無し。されば皇上は専ら天下の為に神祇を礼し、感応を得て人民を育し、国家を治め給ふべき天職なり。故に其造化の本祖たる皇祖天神の神慮を以て定給ひし万古不易の大経なれば、実に国を治むるの要道は神祭より大なるは無し。大国魂神の御言に『皇御孫尊專ニ治葦原中国之八十魂神』と期給ひしも全く此意にして、

天神地祇を総祭らせ給ふ所は天皇の天職にして、天下の臣民も神と皇との恩頼を蒙る所なれば、深く此旨を体して、専ら皇祖天神及び産土神を尊敬して、水旱を除き豊熟を禱るべし。然れども神を敬するに、神恩の尊きを知らざれば、眞の敬心は起る者に非ず。何となれば人の靈魂は天神の賦る所にして、臭も声も無きが如くなれども、見聞を為し哀楽を知て活動の機を掌る者は靈魂なり。故に夢中は見聞の関る所に非ざれども、哀楽の感は醒時に異ざるは、他無し、其靈魂身に具りて活動の機あればなり。且つ人の死体も初は猶生姿に異ざれども、針灸の応も為ざるは、其靈魂已に去て活動の機無ればなり。倭姫命の御教に『神魂尊の精靈父母の氣に入て生産る神を人神と申す、吾党の体中に坐す神なりとは是の謂なり。故に靈魂は始ありて終り無く、神界に復命しては無窮に神となる者なり。凡そ神と人と尊卑優劣は異れども、造化の道は顯幽同理にして、靈魂の帰も神人一致なれば、人は神の資本にして、神界は人の本世なり。夫天神の徳化は人を育し生を長ずるの至誠なれば、天下の人民は固より一視同仁にして、初より靈魂を賦る所は一善も具すと

云こと無し。故に人の本分を尽して、専ら善を行ひ道を修る者は、此世を終ては現身は朽ぬと雖も、靈魂は神界に復命して無窮の福を受るなり。或は人の本分を尽さずして、陽に悪を行ひ道に反く者は固より生前には朝廷の律ありて其人を罰し給ひ、陰に悪を行ひ道に反く者は必ず死後には神明の法ありて其魂を罰し給ひ、或は夜見国に逐遣れて永世艱苦を受るなり。或は悪人も幸にして生前の福を得ること無しも非れども死後には神罰を蒙り、無窮の禍を受るなり。又善人も不幸にして生前の苦を免る能ざれども、死後には神賞を蒙り、無窮の楽を受るなり。故に倭姫命の曰く『咎ある者は黄泉国に往く。咎なき者は常世国に帰る』常世国とは即ち神界なり。又纂疏に『人為「悪於顯明之地」則帝皇誅之。為「悪於幽冥之地」則鬼神罰之。為善「獲福亦同之」とあるは、説得て切要と謂べし。抑天照大神の聖神天地の始より高天原に坐して光華明彩宇宙に照徹し、世界の大名照育の徳を蒙らざる無く、万物の衆も化生の恩を受ざるは無ければ、誠に宇宙の大主宰にして、万神無上の至尊なり。皇孫尊を天下の大君と定給ふ。時に始て幽顯の分を定めて、皇孫

尊には専ら顕幽の人道を統治奉しめ給ひ、幽世の神事は
大國主神に総掌しめ給ふことは、神典にも見たるが如し。
幽世とは即ち神界を謂なり。爾來顕世の人事は、皇孫尊
の朝廷ありて、政の大綱を統治し給ひ、府県の官員に各
其職を分掌しめて、國土を經營し人民を撫育し給ひ、大
國主神は神界の幽事を総掌り給ひて、産土神にも各其職
を分掌しめ、人民を蕃息し、化育を續述して、皇朝の大
政を幽に助奉り給ふ所なり。故に顕幽の分は神人の異あ
れども、幽より顕に應じ、顕より幽を受けて、人民を育
し、万物を成し、造化の道を尽して、生々の功を遂るに
至ては顕幽一致なり。凡て天地の間は神明の在ぬ所なく、
善惡の行は神明の知ざる所無きのみならず、吾が靈魂は
天神の賦りて造化の中に胎息する者なれば、一言一動も
隠すこと能はず。故に善惡の賞罰は遲速の差あれども、
禍福の報応は終に免る能はざれば、人は生前より死後に
至るまで、神明の賞罰は終に免き難き理を能く弁へ、天
神の賦る本分を尽して、善を行ひ、徳を積む者は、顕世
の中は有徳の人と為り、神界に復命しては有功の神と為
りて永世の福を蒙り、上は吾天皇を祝ひ福奉り、下は其

子孫をも守り助くべきこと、天神の賦る本分にして、神
恩の尊きこと是より大なるは無し。人たる者の務め行べ
き敬神の要道なり。愛國とは、凡そ天下の民は各其土に
依て生を託し命を保べき道の具る所は天神の人を愛し生
を好むの至誠にして、一箇も造物アツカミの神化に非るは無し。
故に人の生を好み身を愛するは固より人情の誠なれば、
各其國を愛し生を厚うするの道を尽すは独一己の私に非
るなり。夫國の本は人にして、人の本は君なれば、國を
愛するは君を愛する所以なり。故に持統天皇の詔に尊朝
愛國の語あり、藤原基經大臣の表には愛國忠謀の言あり。
誠に天下の人民は、各吾祖先より職を継ぎ業を承て、神
皇の歴世仕來れる開闢以來の臣子なれば、百官士夫より
億兆万民に至るまで最能く此理を弁へて、各相生養する
の道を尽し、其君父の國を愛して、天地日月と共に一系
の皇統を吾大君と仰ぎ奉るべきこと、天祖天神の定め給
へる万古不易の國体なる事を講明すべし。

天理人道を明にすべき事

天理とは造化の神理にして、宇宙の万物悉く此理を具

へざるは無し。譬へば伊弉諾伊弉冉尊の神業に生坐る神祇は、彼此の迹は互に異なれども、凡て造化の理に洩る所無きが如く、五元の神も火は風に依て勢を増し、金は火に依て用を為し、火を鎮むるは水土に如くは無く、火土の靈配合ありて稚産靈神を生給ひ、此神の御子保食神の生坐しも、火土の交感に依て五穀の化出る天の神理と聞えられたれば、天地の間なる万物は凡て此理を具ふること推して知るべし。殊に人は万物の靈長なれば、吾に具へたる神賦の理の任に踏行ふ所を指て人道とは謂なり。抑君臣父子夫婦朋友は人道の最大なるものなるが、君臣の始は大初の際に天照大神の詔を以て皇孫尊を天皇の御位に即奉りて鏡剣玉の神璽を賜はる時に『葦原千五百秋瑞穂国是吾子孫可_レ王之地也宜_レ爾皇孫就而治_レ焉宝祚之隆当_レ与_レ天壤無窮_レ者矣』と詔ひて天下の大君と定給ひし任、皇統一系万古一日の如く、天地日月と共に天下に君臨し、天神に代て万民を教育し給ふ所の天職にして、此天子より当今の皇上まで御世の数は百廿余世に及べり。さて天下の臣民は伊弉諾伊弉冉尊の神裔なれば、天神の御量として、其臣民を撫治め給ふべき為に、皇孫尊を天

下の大君と定められし所なり。故に高皇産靈神の詔に、諸部長の神に天上の儀の如く其職を奉ぜよと仰せて降給へる神人の子孫なれば、公卿百官より士民に至るまで、天下万世各其祖の志を継ぎ、其家の職を主として一向に天皇を仰て忠誠を尽すべきなり。万葉の歌に『天地の初時や現身の八十伴男は大君に順ふ物と定れる官にし有れば云々』武士の臣の男子は大君の任の隨に聞とふ者ぞ』と賦めるは万世の宝訓にして、誠に臣民の謹み守るべき理なることは、天地の始より天神の定給へる君臣の常分なり。親子とは一氣の分体にして、胚胎より成長に至るまで、其恩の大なること挙て言べからず。故に子たる者は始終誠敬を尽し、己を勤めて親に任るは人の孝道なり。万葉の歌に『春草は後は移らふ岩如す常磐に座せ尊き吾君』真木柱称めて作れる殿の如座せ母戸主面変りせず』千早振神の御坂に幣置て祝ふ命は母父が為』父母が頭かき撫で幸あれと言ひし詞ぞ忘れ難つる』と賦るは、皆孝子の龜鑑にぞある。さて親の身没りては、終を慎み遠を追ふの誠を尽し、祭祀の礼を厚うすべし。神武天皇の詔に『我皇祖靈也自_レ天降鑒_レ光_レ助朕躬_レ今諸虜已平海内無

事可_レ以_レ郊_ニ祀_ス天神_ニ用_ニ申_ス大_ニ孝_ス者也』と見えて、靈時を立て皇祖天神を祭り、又日向に行し皇祖皇考等の陵を守護せしめ給ひ、綏靖天皇は孝性純深にして、四十八歳の時神武天皇崩じ給ひしかば、天皇悲慕巴むこと無く、喪葬の事に心を留給ふことなど日本紀に見えたる如く、古の天皇の孝敬の至れること此の如くなるが、其本教は即ち天照大神の齋鏡の彝訓に権輿して、天下万世に至るまで鏡影を仰て孝を致し、祭祀を謹て敬を尽し給ふ所は、全く天皇の御上のみに限らず、下が下まで及ぶべき人の孝道なり。且親たる者は、慈愛を以て子を養育するを第一とすべし。天照大神の太子忍穗耳尊を特に鍾愛て、常に御腋に懷きて育給ひ、田霧姫命の御子味鋌高彦根命を船に乗せて八十嶋を率巡て養育し給ひし如く、古より子を愛するの厚風を思ひ弁ふべし。万葉の歌に『銀も金も玉も何為むに益れる宝子に如めやも』客人の宿り為し野に霜降ば吾子育め天の鶴群』と賦るは皆此意なり。故に親は子を愛し、子は親を敬するは、人道の常にして、天神の本教なり。夫婦とは男女配偶して子を生み家を継ぐべき人倫の大事なるを、伊弉諾伊弉冉神の造化の神意を

受て創給へる夫婦の大札にして、婚姻の権輿なり。故に夫婦は化育の本にして、天地の理は男女の体に具へたれば、男は左に位し上なり天なり、女は右に位し下なり地なることは、太古より男神は先に生座して、女神は後に生座るが如く、女は男に後れて従ふべき理自ら定りぬれば、夫たる者は常に其夫婦を導て家道を治むべし。万葉の歌に『大己貴少彦名の神世より云継けらし父母を見れば尊く妻子見れば憐しく愛し云々』天雲の依合遠み逢ずとも他し手枕吾は纏めや』と賦し如く、其妻子を愛しむは夫の道なり。婦たる者は常に其夫に従て、誠敬を尽し、家政を輔くべし。須世理姫命の御歌に『吾はもよ女にし有れば汝を置いて男は無し汝を置いて夫は無し云々』万葉の歌に『新玉の年の緒長く逢ざれど異き心を吾は思なく』我夫婦は物な思しそ事しあらば火にも水にも我なけなく』と賦る如く、婦は一夫を守りて貞操を持するは婦の道なり。故に夫は表に在て外事を掌り、婦は裡に在て内事を掌るべき理なれば、貞観儀式立后の宣命に『食国天下の政は独知べき者には有らず。必も後の政有べし』と有る如く、上は朝廷より下は庶人に至るまで、夫

は愛を主とし、婦は敬を主とし、左右に相並て家政を治め兒孫を生育するを夫婦の道とは云なり。朋友の交は専ら信を厚し、心を一にして互に相助け相親むにあり。古より天下に傑出せる人と雖も、一人の力にて能く大業は成難き者なり、故に大己貴少彦名神と相並ばして国土を經營し、療薬の方、禁厭の法を創給へるも、実に同心相助くるの力に非ずんば、天下の大業は成難き所以なり。

味鉏高彦根神の天若彦が喪を弔ひ給ひし時に『我者愛友故吊来耳』と宣へるにても、神世より朋友の交の厚きこと知べし。万葉の歌に『鴉鳥の息長川は絶ぬとも君に語らふ言尽めやも』と賦るは此意なり。故に朋友の道は、心だに合ふならば互に道義を切磋して、人を成就すべき、古今天下に闕く可らざる道なり。凡て人民の天理の任に履行すべき所の要道なり。

皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事

皇上とは、天照大神の御正統の大君にして、天下の人民を御治あるべき為に此皇国へ降奉り給ひし所以は前にも語る如く、皇孫尊に『豊葦原水穗国汝将知国也』と詔

給へるも、全く国土人民を統治め給ふべき御政を第一として天神の授給へる所なり。朝旨とは朝廷より出る詔旨にして、即ち天神の御心を御心として国土を經營し人民を撫育し給ふ所なり。故に古へ崇神天皇の詔に『惟我皇祖諸天皇光臨宸極者豈為一身乎蓋所以司取人神經綸天下故能闡玄功時流至徳』文武天皇の詔に『高天原に事始て皇が御子の生坐む弥継々に大八島国知さむ次と食国天下を調給ひ平給ひ天下の公民を恵給ひ撫給むとなも、神隨思食めさくと詔ふ天皇が天命』とあるにて、天皇の御職は永世不朽に天神の御託を受けて人民を撫育し給ふべき御定なり。然ども人文の開るに隨て、時々の制度の損益なき能はず。殊に方今の御政体の如きは、海外の政刑兵陣天文地理律曆度量權衡器械医薬等の芸道を交取て皇猷を潤色し、天下を經綸し給ふ所なれば、今日朝廷より出る御政令は皆天皇の叡慮にして、天神の御託の任に天下に君臨し人民を撫育し給ふ所なり。故に時勢の変に隨て制度の損益はあれども、天地の大道は終古一理なれば、当時の朝旨を遵守するは、皇上を奉戴する所にして、神明を敬する所なり。神と皇との恩徳は、

天地の大名、古今の遠も比すべからざれば、教官たる者は殊に此理を能弁へて、天神地祇の恩徳を述べ、祭政一致の旨を發して、風を易へ、俗を正くするの教法を宣布し、天下士民の智識を開きて、皇統一系の国体を明弁せしむべきこと、説教の要務なり。

三条演義の跋

此の書よ、権少教正田中頼庸ぬしの、説教せん人のためにとて、数多の書籍どもの中より、本教の要領なる幽冥の奇く測りがたき由縁、また今の顕露に人しれず行はれゆく神徳の靈く妙なることどもを、白銅鏡、手にとる如くあきらけく、まさやけく、説諭されたる書なれば、教示せん人はさらなり、さらぬ人どもも、熟よみよく弁へ知りなば、百足らず八十のちまたに惑ふことはあらぬものとぞと、思ひとれる一言を卷のしりへに書加ふるになむ。

明治六年四月十日

龍田大宮司兼大講義 大沢清臣

『三条弁解』 細谷環溪 (明治六年四月)

三条弁解

敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事

皇国ハ神ノ御国ニシテ、神代モ今モ隔テナク神祇ヲ崇敬スルヲ以テ不拔ノ要道トス。竊ニ按スルニ、天祖ハ躬ヲ神衣ヲ織ラセラレ、大祖ハ靈峙ヲ鳥見ノ山中ニ立テ、皇祖天神ヲ祀リ玉フ。敬神ノ大教早ク神代ニ顕ハル。是以列聖ノ踐祚ニハ神祇ニ大嘗シ、中臣天神ノ寿辞ヲ以神代之故事
為万寿玉詞奏シ、斎部三種ノ神器ヲ奏スルコト、是ミナ孝敬ヲ祭祀ノ中ニ寓シ、至教ヲ器象ノ上ニ示シ玉フ処ナリ。器象トハ天祖ノ邇々杵尊ニ賜ヒシ八坂瓊曲玉・八咫鏡・艸薙劍三クサノ宝物ナリ。
玉ハ柔和温潤ノ徳ヲ表シ、仁慈ノ根源ヲ示シ、鏡ハ善惡不昧ノ徳ヲ表シ、正直ノ本体ヲ示シ、劍ハ剛利果斷ノ徳ヲ表シ、智慧ノ大用ヲ示シ玉フナレハ、吾カ固有ノ道此ノ如シ。其後儒ノ漢ヨリ入ルヤ能ク智ト合シ、仏ノ竺ヨリ来ルヤ能ク慈ニ適シ、共ニ以テ正直ノ神道ヲ賛ケ、皇道愈々昭カナリ。宜ナルカナ歷朝ノ採用アリシヲ。

加之、衡表ヲ立テ柴垣ヲ環ラシ、荒薦ヲ鋪クコトハ、質素ヲ表スルナリ。杉ヲ植テ神木ト為シ、野薦ヲ玉籤トシ、麻ヲ青和幣ト為スハ、正直ヲ表シ、布ヲ以テ幌トシ、木綿ヲ奉シテ白和幣ト為スハ潔白ヲ示スナリ。鏡ヲ懸ケ、灯ヲ照ラシ、火祭ヲ行フハ清明ヲ示シ、磐座ヲ設ケ、磐境ヲ構フハ無窮ヲ示シ給フナリ。是皆ナ不言ノ大教感戴セサル可ケンヤ。

神トハ、カハ香り風ゼノカニシテ、ミハ靈異産靈ノヒト同ク或ハ隨身可畏等ノ省キ語トモ云フ、靈妙ナル大徳マシマシテ凡慮ノ窺測スヘカラサル義ナリ。抑々天地ノ初発ヨリ在シマス三神ハ所謂造化神ナリ。

天之御中主神主トハ瓊主ノ義ニテ人類万物ノ性魂ヲ賦シ玉ヲ云フ次ニ高皇産靈神所謂神鳥岐命也

次ニ神皇産靈神所謂神鳥岐命也

此三神ハ始メナク終リナク、天地ナラザリシ前ヨリ御在マシ、天地日月星辰ヲ造化シ給ヘル三神ナリ。此神等ノ産靈ニ因テ、彦舅神ヨリ次々ノ神々生出シ、又国土人類無情ノ草木マテ尽ク此産靈ノ神靈ニヨリテ出ル処ナリ。

人類及万物ノ性魂ハ、天之御中主神ノ賦与シ玉フ所ナレハ、其ノ所分ヲ奉承シテ現ニ造化ノ事ヲ掌リ玉フハ

産靈ノ二柱神ナリ。然レハ五体ハ産靈ノ神ノ結ヒ成シ玉フ所ナリ。

次ニ、葦牙彦舅神・天之常立神、コノ二神ハ一物ノ混成ル中ヨリ葦牙ノ如ク萌ヘ上リ、天ト別レシ時生リマセル神ニシテ、高天原ヲ作り成シ給フ。

次ニ、国之常立神・豊雲野神此二神ハ、根国ヲ造成シ給ヒ根国ニ留リ玉フ。次ニ宇比地邇神ハ初泥、稍々泥ノ象

ニナリ出ルニ採リ名ケ奉ルナリ。須比智邇神ハ砂泥ノ象

ノ中ニ砂泥ノ形モ淆リ成レルニ採ル御名ナリ。角杙神・活杙神ハ葦杯ノ生ヒソメ芽シタル形ヲ角グムト云ヒ、又

物ノ生ヒ初メ頭尾手足ノ分チナラザルヲ角ト云ヘハ、彼ノ初土砂土ノ稍固ルヘキ芽ヲ含タル趣ト、神ノ御体ノ成レル形状トヲ兼称スル御名ナリ。大斗能地神・大斗乃弁

神ハ、大ハ称辞、斗ハ処ナリ處ヲカマド、云ヒ臥、能ハノ、

辞、地ハ男、弁ハ女ノ尊称ナリ。游母陀琉神ハ神ノ面ノ足リ備ル義ニテ、面ヲ云テ其余モ共ニ調フヲ云、訶志古

泥神ハ神ノ御面ノ足備ルヲ望ハ、威嚴ノ畏ルヘキヲ以テ負セ奉レルナリ。上ノ八柱ノ神ハ共ニ諸册二神ノ別名也ト云フ。伊邪那岐神・伊邪那美神コノ二神ノ御名ハミト

ノマダハヒシテ国土ヲ生成サントシテ、互ニ誘へ催シ玉
ヘル義ニテ、天神ノ詔ヲモテ多陀用幣流国ヲ修理固成シ、
諸神八百万神トテ皇
国人類ノ祖也万物ヲモ生出シ玉ヒ、ヤガテ伊邪那美神
火神ヲ生ミ玉フニヨリ神遊リ玉ヒシヲ、伊邪那岐神追及
予美国ニ入り帰リマシ玉フ後、禊祓シ玉フ時ニ日月二神
ヲ生ミ玉フ。殊ニ日神ノ光徳地上ニ置キ奉ルヘキ神ニ非
ルヲ以テ、高天原ノ主宰ト定メ給フ。是レ父尊ノ御意ノ
ミナラス、天神ノ御議リナリ。又諸国ノ大社ハ大名牽連
神ヲ始メ天兒屋根命等ノ神孫ノ天降ニ扈從シ、御国ヲ經
營シ勲伐アルノ神ナリ。産土神ハ其ノ土地ノ氏神祖神ニ
シテ其氏子ヲ冥護シ玉フ神ナリ。然レハ則チ誰レカ神恩
ヲ蒙ラザル。已ニ神恩ヲ蒙ル安ソ恭敬セサルヘケンヤ。
恭ハ身ノウヤマヒ敬ハ心ノ敬ヒトアレハ、靈明ノ神鑑ヲ
畏レ人欲ノ私情ヲ肅ムヲ云フ。所謂至誠ハ敬ノ極ナリ。
愛国トハ、愛ハ忠愛ノ義、譬ヘハ吾カ愛スル者ニハ身財
ヲモ惜マス、寤寐ニモ忘レサル如ク吾国ヲ愛スルノ中心
ニ出ルヲ云フ。愛ニニ義アリ。総シテ云ハ、日神ノ光被
スル処万国遠シト雖モ、何ソ楚越ノ思ヲ作スヲ得ン。別
シテ云ハ、吾カ大君ノ臨御マシマス御国ヲ愛スルハ天

理ノ常ナレハ、所謂万物ノ靈タル天資ニ基キ、智識ヲ開
キ才能ヲ長シ、報本反始ノ義ヲ重ンジ、外誘ニ疊惑セラ
ル、コトナク、始テ愛ノ至極ト謂ツヘシ。又タ貴賤トナ
ク均ク神民ナレハ、少分タリトモ御国ニ裨益アランヲ要
シ、官員兵士ノ王事ニ鞅掌スルハ論ナク、教職学士ハ聖
治ノ進歩ヲ賛ケ勸徴ヲ風化シ、一悪家ニ消シ万刑国ニ止
ンコトヲ期シ、農工商ハ其職業ヲ励ミ物産ヲ増殖シ、或
ハ遺利アルヲ知ラハ之ヲ興シ、清世ニハ分ニ応シテ国用
ヲ資ケ、緩急ニハ国難ニ当リ国ト存亡ヲ共ニシ、身ヲ君
父ニ殉フハ皆ナ愛国ノ実効ナリ。持統天皇ノ詔ニ尊朝愛
国トアルモ是等ノ旨ヲノ玉ヒシナリ。

体ストハ体認ノ熟語ニテ、認ノ字ハ見オボヘ見忘レヌ
ト云フ義ニテ、我体ヲダヲ見オボヘ見忘レザル如ク、
敬神愛国ノ旨ヲ造次顛沛ニモ忘レザルコトヲ云フ。

天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理トハ造化ノ理ニシテ、事物ノ則ナリ。抑天理ト天道
トハ事ト理ノ別アリ。天道ニ亦ニ義アリ。一ハ陰陽ヲ以
テ天道ト名ク。易ニ一陰一陽之謂道トアルハ、四時ノ

循環、草木ノ榮枯、風雨晦明等ハ悉ク天道ノ所爲ナリト云フ義ニテ、是レ事物上ニ就テ云フナリ。一ハ吉凶禍福ヲ以テ天道ト名ク。吉凶禍福ハ善惡ノ報応ナレバ、善ヲ作シテ福ヲ招キ惡ヲ作シテ禍ヲ得ル人爲ニ非スシテ、皆ナ天ノ所爲ナリ、書經ニ天道福_レ善禍_レ惡トアル善惡報応ヲ天道ト名クル証ナリ。陰陽ト云ヒ善惡ト云フ。共ニ事物ヲ指シテ名クルナリ。夫レ天理トハ、事物上ノ姿タ形ヲ替ルニ隨ヒ、ソレ、理合ノ替ル処ヲ指シテ云ナリ。理ノ字ハ篆文ノ_彳字ノ貌採リ玉ニ筋アルヲ云フ。或ハ木ノ筋目ヲ木理ト云モ亦爾リ、世ノ条理ト云モ多クノ筋目ト云フ意口ニテ、理ノ字ハ事柄ノ筋目ヲ明ラカニ分ツノ義、和訓ニハコトハリト云フ所以ナリ。

天トハ自然ノ義、譬ハ火ハ上ニ升リ水ハ下ニ降ルノ類ヒ、自然ニ其筋ニ趣ク所ヲ云フ。天理トハ造化神ノ賦スル所ノ真心ノ謂ヒニシテ、文徳実録ニハ神理非遙依人事必感通ストアリ、続日本紀ニハ天地恒理君臣明鏡トアル是レナリ。夫レ人ハ天地ノ中位ニ生ヒ立ツ者ナリ。天ニ高天原アリ。善神ノ集ル処、至テ美麗シキ無上ノ国ニシテ日神ノ治ラセ給フ処、御使ヒ游バス神ヲ大直毗神ト云フ。

世界中ノ善福ノ事ヲ施シ玉フナリ。地ニ黄泉国アリ惡神ノ集ル処、至テ穢惡ノ国ニシテ月神ノ治ラセ給フ処、御使游バス神ヲ大禍津日神ト云フ。世界中ノ惡禍ノ事ヲ施シ玉フナリ。是以テ吉凶禍福相ヒ往来シ止ム時ナシ。人ノ心ハ善神ニ引レテ善事ヲ好ミ、人ノ身ハ惡神ニ牽レテ惡事ヲ作ス。故ニ我人トモニ善ヲ作シ人ヲ益スレハ則チ意中自ラ快シトスル所アリ。惡ヲ作シ人ヲ害スレハ則チ意中自ラ羞ヲ抱キ人知ラザルトモ不安ノ所アリ。是レ性ハ神ノ賦スル所ニシテ、愚夫愚婦ト雖モ五倫ノ道ヲ固有セザルハ無シ。所謂五倫トハ初二君臣ノ義ナリ。天祖宝祚ノ大訓ハ君臣大義ノ龜鑑、

日本書紀曰、天祖勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穂国是吾子孫可_レ王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣、宝祚之隆当_レ与_レ天壤無窮者矣

次ニ父子ノ親也天祖齋鏡ノ教ハ父子大倫ノ基本、日本書紀曰、天照大神手持_レ宝鏡授_レ天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視_レ此宝鏡当_レ猶_レ視_レ吾可_レ与_レ同牀共殿以為

齋鏡

次ニ夫婦ノ別也諸册ニ神ノ御唱和ハ閨門ノ大礼、

神代紀云、駿駿島ヲ國中ノ柱トシテ、陽神ハ左ヨリ旋

ハ朋友ノ信義、

リ陰神ハ右ヨリ旋リ、國ノ御柱ヲ分レ巡リ遇ル時ニ、
陰神先ツ熹哉可美ヲトコト唱リ玉ヒキ。陽神ヨロコビ
ズシテ唱リ曰ク、吾ハ男ニシアレハ先ツ唱フヘキヲ、
如何モ婦人ノ言ト先ダツル。故レ不祥改旋ナモト唱リ
玉ヒキ。斯ニ二柱ノ神更ニ旋リ遇ヒマシヌ。是行ハ陽
神先ツ唱リ玉ヒキト云々。

古事紀曰、天若彦葦原ノ中津國ニ有リシ時キ、味鋌高
彦根ノ神トウルハシカリキ、故レ味鋌高彦根ノ神天ニ
上リテ喪ヲ弔ヒ玉ヒキ時ニ、トモガキハ共難ノ義ニテ互ニ
相ヒ扶クル意
アヒトフヘキモノソト思ヘバコソ、穢ナキモイハズテ
欺ク自ラ遠ク来ツレト云々。

是レ剛柔内外ノ別アルヲ以テ、女ハ男ニ先ンス可ラサ
ル道ヲ示シ給フナリ。所謂君子之道造端乎夫婦及
其至也察天地トハ是ナリ。

朋友ノ際ハ、君臣ノ義父子ノ親ノ如キ因ミモ無ク、本
ト他人ナレハ一度ビ水臭クナレハ復タ交ルノ道ヲ断ル
ヲ以テ、朋友ニハ殊ニ信ヲ要スルナリ。

次ニ兄弟ノ序ナリ。菟道皇子ノ仁德帝ニ於ル相ヒ讓リテ
止マス。終ニ死ヲ以テ宝祚ヲ固メ玉ヒシハ兄弟ノ順序、
日本書紀曰、譽田天皇崩、太子菟道稚郎子讓位于大
鷦鷯尊未即帝位曰、昆上而季下聖君而愚臣古今之
常典焉、願王勿疑大鷦鷯尊固辭不承、爰皇位空之既
經三年、時海人獻鮮魚于菟道宮也、太子令進難
波尊亦返令獻菟道、於是鮮魚鮭於往還海人棄
鮮魚哭、太子知不可奪兄王之志乃自死焉、
次ニ朋友ノ信ナリ。味鋌高彦根命ノ天若彦カ喪ヲ弔ヒシ

習ナレハ、未タ教ルニ義ト云ヒ信ト云ハザルノミ。是以
斯ク五倫ノ道ハ固リ具レトモ、皇國ハ言拳ケセヌ神代ノ
テ固有ノ倫理ニ戻ラズ、其ノ本分ノ道ヲ尽スハ天理ナリ。
人道トハ神ノ賦シ賜ヘル真心ヲ枉ケズユガメズ、上ミタ
ルニ事ハ下タルヲ愛シミ深ク顯幽兩界ノ賞罰ヲ畏ミ奉リ、
顯界トハ朝廷ノ御賞罰ヲ云フ。所謂人為惡於顯明之
地則皇誅之トアル是ナリ。
幽界トハ人ノ死シテ行ク未來ノコトニシテ、大國主大
神ノ治ラセ給ヘル冥府ヲ云フ。顯世ノ君ハイカニ聰明
ニマシマストモ、顯世ノ習ナレハ人ノ幽ニ思フ心口ハ

更ナリ。悪行ニテモ顕ハニ知レザル事ハ罰スルコト不能、善心善事モ又爾リ。大國主神ハ漏スコトナク能ク之ヲ照覽シ給フテ、顯世ノ賞罰ヲモ与ヘ賜ヒ、又死後ノ善惡ヲモ糺斷シ給フ。賞善罰惡ハ大國主ノ大權ナレハ、遲速ノ差ハアリト雖モ、ソノ善惡ニ適フ賞罰ヲ行ヒ玉ハズト云コトナシ。所謂人為「惡於幽冥之中則神罰」之トアル是ナリ。

天賦ノ真心ヲ昧サ、ルハ人道ナリ。是レ天理ノ外ニ人道アルニ非ラス。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上トハ天祖天神ノ御正胤ニシテ一系連綿ノ吾皇ナリ。萬國トシテ君ナキ國ハ有ラス。然レドモ皆ナ私シニ君臣ノ義ヲ結フノミ真ノ君臣ニアラス。謂ユル余國ノ君ト称スル者ハ、明智ノ人出テ、國ノ災厄ヲ救エハ、國民ソノ恩ヲ感戴シ之レニ服事スルナリ。或ハ武威ニテ土地ヲ侵略スレハ近傍ノ民ミ風靡シ、其ノ土地漸々ニ大トナレハ、其王タル者ハ日夜政務ニ従事シ他事ニ暇ナキヲ以テ、國民王ノ衣食及ヒ他ノ品物ヲモ獻シ

テ、王ヲシテ營生ノ勞ヲ省カシム。是レ余國立君ノ權輿ナリ。

吾皇ハ、開闢ノ始メ天祖ノ萬民ノ上ニ立給フ所ニシテ、草木金穀ノ属ヒ、

天孫降臨ノ時ニ當テ、天照大神御手ニ稻穗ヲ持シ天孫ニ授ケ給ヒ、日向ノ高千穗山ニ降シ給フ。是レ瑞穗ノ國ト称スル所謂ナリ。抑モ穀類ハ百姓カ作レハ自分ノ物ノ様ニ思ヘトモ、モト天孫ノ御裾分ヲ銘々頂戴スルニ社アレ、仮令百姓カ自ラ作りテ自ラノ物ニモセヨ、高木神ノ産靈ノ御徳ト日神ノ御光徳ニアラスンハ、所詮万物ハ生成スルコト能ハサルナリ。古語拾遺ニハ高天二祖ト称シ奉ル実ニ由ヘアルナリ。

万民ヲ養フヘキモノ皆ナ天祖ノ吾皇ニ給ヒ、万民ヲ養ヒシム所ナレハ、万民ハ吾皇ノ土ニ居リ、吾皇ノ穀ヲ食ミ皇上奉戴シ上ルハ高皇靈神ノ神籬、

榮樹ヲ立テ其ヲ神ノ御室トシテ祭ルヲ云フ。

磐境ヲ

神ヲ祭ル場ノ境ヲ石モテ築キ周ラシ構フルヲ云フ。

起樹テ給フノ大訓ニ遵守スルナリ。又タ此民ハ天祖ノ以

テ吾皇ニ寄セ給フ所、是ヲ以テ天照大神ノ御時ヨリ今ニ至リ、五穀ノ御祈リ在ラセラレ、且饑歲ニハ代々ノ天皇服御常膳ヲ減シ玉フテ、万民ノ難苦ヲ御焦慮アラセ玉フナレハ、御仁恵ノ広大ヲ感戴シ奉リ、タトヒ時勢ニ随ヒ維新開化ノ変革アリト雖モ、皆天ツ神ノ御心ヲ御心トシ給フ。愛撫ノ道ヨリ外ナケレハ勇シテ朝旨ヲ遵守スベキナリ。朝旨遵守ハ天理ノ常道敬神ノ大本ナリ。

余論

三条教旨ハ皇道ノ始中終ニシテ国体ノ關係スル所甚タ重大ナリ。民心維持ノ要道此外ニ出ルコト能ハス。夫レ敬神ノ実タツトキハ倫理随テ備リ、倫理既ニ明カナレハ皇上奉戴朝旨遵守ハ固ヨリ論ヲ待タサルノミ。然リト雖モ葦原ノ水穂ノ国ハ言拳ゲセヌ国トアリシ古語ノ如ク、神代ハ惟タ神隨ラニシテ之ニ教ルニ敬神ト云ヒ明倫ト云ハサルノミ。其实既ニ千古ノ上ニ明カナリ。然ハ則チ三条ノ教ハ今日ニ始マルニ非スシテ、神々繼承シ給フ固有ノ国教ナリ。何人カ服膺セサラン何人カ感戴セサラン哉。

『三条教憲拙解』 清水彦介 (明治六年八月)

三条教憲拙解 置賜県祠官教導職十級試補清水彦介述

第一条 敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

神ト云ハ皇祖天御中主神ヲ始メ奉リ、皇国中大小ノ神祇ヲ云フ也。神ト云フハ此天地間ニ陰陽ノ二氣有テ昼夜四時ヲナシ、万物ヲ生成ス。其陽氣ノ神靈不測ナル者ヲ指テ神ト云フ。神ハ陽氣ノ伸ルト云フ義ニテ、古ノ聖帝賢臣国家ヲ經營シ玉ヒ、人間ニ大勲功アリ。其功德天地造化ノ神ト一般ニシテ天下後世其德沢忘ルヘカラス。故ニ其魂ヲ廟祀シテ恩義ニ報ヒ奉ル者ニテ、全ク狐ヲ祭り蛇ヲ祭ル等ノ邪神ニ非ラス。今日吾人飢ヘス寒ヘス、父母妻子ヲ養ヒ、生ヲ保ツ所以ノ者、皆古昔聖帝賢臣ノ遺沢也。故ニ之ヲ神トシ尊崇シ奉ル也。敬トハ齋戒沐浴シテ身ヲ清メ、心ヲ潔クシ、御酒御饌ヲ供ヘ、時日ヲ以テ心ノ底ヨリ大切ニ敬ヒ祭ル事也。此ハ人間ヲシテ恩ニ報ヒ本ヲ忘レサラシムル所以ニシテ、政ノ大ナル者也。故ニ名乎郊社之禮禘嘗之義治國其如示諸掌乎ト有テ、神ヲ祭ルト云フハ、全ク僧侶修験祈念祈祷ヲシテ人ノ為メニ方便利益ヲ求ムル如キノ淫祀ニ非ラス。我カ皇国神道ノ祭

祀ハ本ニ報ヒ始ニ反リ、人心ヲ忠厚正直ニスル所以也。

人心忠厚正直ニナレハ世人ニハ尊敬サレ、鬼神ニハ愛惠致サレ、必天ノ幸福ヲ得、一家安穩子孫繁昌スル者也。

故ニ菅神ノ歌ニ曰ク、心タニ誠ノ道ニ叶ヒナハ祈ラストテモ神ヤ守ント有り。如シ人善事ヲ行ハス悪事ヲナセハ何程祈祷致トモ罰コソアタレ、幸ハ決シテナキ者也。人神ヲ敬スルコトヲ知ラサレハ其心輕薄ニナリ、恩義ヲ忘レ其親ヲ親トセス、其心傲慢ニナリ恭敬ヲ忘レ、其上ヲ上トセス其幣ツカへ上ノ命令モ用ヒス、却テ上ヲ犯スニモ至ル者也。故ニ神ヲ敬ヒ善人ニナルハ人間第一ノ教也。

国ト云フハ我カ皇国大日本ノ事也。愛ハイツクシムト読ム字ニテ、大切ニ秘藏スル事也。愛身愛子愛妻財杯種々熟語アリ。身ヲ愛スト云フハ我カ身ヲ大切ニ秘藏シテ寒サニモ暑サニモ中ラヌ様ニ用心スル事也。国ヲ愛スル事此レ同様ニテ、常ニ国内ヲ能ク治メ文教ヲ修メ武備ヲ調ヘ外国ニ侮ラレ侵サレヌ様ニスル事也。然ルニ匹夫匹婦ニ至テハ智恵浅劣ニシテ、只其身其家ヲ愛スルヲ知テ其国ヲ愛スルコトヲ知ラス。誠ニ浅間敷次第也。一体身ト家ト家ト国ト相待而天下ヲナス者也。故ニ此ノ皇国ニ生

レシ者ハ此ノ皇国ヲ愛スルコト身ヲ愛スルカ如ク、大切ニ愛シテ決シテ外国ニ侮ヲ受ケサル様ニ決シテ侵シ伐レサル様ニ各同心協力シテ保タネハ相成ラサル事也。斯ク外国ニ侵侮セラレサル様ニスルニハ、人々学問シテ知識ヲ開キ職業ヲ勤メ、兵隊ニ志ス者ハ訓練ヲ励ミ武備ヲ盛ニ致シ、文学ニ志ス人ハ万国ノ書ヲ讀ミ治乱盛衰ノ理ヲ明カニシ、政事ノ資ヲナシ四民競テ文明開化ヲ致スヨリ外ニ術ハナカルヘシ。如斯セヨトノ皇上御趣意ヲ我カ身ニ引受ケテ勤ルヲ此ヲ之レ敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事ト云フ也。

第二条 天理人道ヲ明ニスヘキ事

天トハ大虚ノコト、理トハサモアルヘキ筋道ノコト、天理ト申ハ大層廣大ナル物ニテ、此天地間ニアルトアラユル万事万物悉ク天理ノアラサル者ナシ。中々筆紙ノ尽スヘキ所ニ非ス。先ツ一二条ヲ摘テ云フトキハ、暗クナリ明ルクナリ昼夜ヲナシ暑クナリ寒クナリ、四時ヲナス所以ノ者、皆天理ナリ。春生シ夏長シ秋熟シ冬殺ス所以ノ者モ皆天理也。人天理ニ則ツテ生ヲ保ツハ人道也。人道

ノ尤モ大ナル者ヲ五倫五常ト云フ。五常ハ仁義礼智信也。仁ハアハレム恵ムト読ム字ニテ、人性第一ノ徳也。天ノ覆ハサル所ナク、地ノ載セサル所ナク、万物ヲ生成スルハ天地ノ仁也。人君ノ天下ヲ治メ太平ヲ致シ億兆ヲ保安シ玉フハ人君ノ仁也。人臣ノ学問ヲ成シ職業ヲ勤メ文明ノ助ヲナスハ人臣ノ仁也。義ハ宜シト読ム字ニテ、人ノ行ヒ君義臣忠父慈子孝万事宜シク道理ニ外レサル義ト云フ也。礼ハキヤト読ム字辞讓ノ事ニテ、礼儀礼法礼文礼讓礼節礼敬杯、品々熟語有テ人間ノ立派ナル取飾ヲ礼ト云フ也。智ハアキラカ又サトシト読ム字ニテ、思慮分別窮理ノ本ニテ事ノ是非ヲ知分ケテ行フハ智也。信ハマコト、読ム字ニテ、欺カス偽ノナキコト也。夏ハ暑ク冬ハ寒ク千万歳ヲ歷テ少モ違ハサルハ天地ノ信也。人ト一タヒ約束シテハ決シテ夫ヲ違ヘサルハ人ノ信也。人ノ禽獸ニ異ナル所以ノ者ハ此徳アルヲ以テ也。五倫ハ父子君臣夫婦長幼朋友也。五倫各其道アリ。父ハ子慈ミ早ク学問ニ就キ礼義ノ道ヲ知ラシメ、子ハ定省ヲ怠ラス、能ク父母ニ事ヘ孝行ヲ尽ス、之ヲ父子ノ親ト云フ。君ハ能ク国家ヲ治メ天下ヲ平カニシテ一人モ其所ヲ得サル者ナカラ

シメ、臣ハ能ク身命ヲ擲チ国家ノ為メニ忠勤ヲ尽ス。之ヲ君臣ノ義ト云フ。夫ハ外向ノ勤ヲ致シ妻ハ内輪ノ仕事ヲナシ、互ニ睦シクシテ父母ニ事ヘ、子供ヲ養育スル、之ヲ夫婦ノ別ト云フ。長者ヲ敬ヒ何事モ敢テ兄ニ先キタ、サル、之ヲ長幼ノ序ト云フ。朋友ハ仁ヲ輔タル所以ノ者、互ニ道義ヲ以テ交リ相欺カサル、之ヲ朋友ノ信ト云フ。此五倫五常ハ人間天賦固有ノ物、人道尤大ナル者ニシテ片時モ敢テ忽ニシ須臾モ敢テ忘ルヘカラサル者也。然ルニ慢然トシテ放心スレハイツシカ礼義モ失ヒ忠孝モ忘ル、ニ至ル者、故ニ貴賤男女老幼ノ差別ナク朝夕学問ヲスルトカ、又ハ講釈ヲ聞トカ致シ、天理人道ヲ明カニシ各善人ニナリ善事ヲ行ヘトノ御趣意ヲ遵奉スル、此ヲ之レ天理人道ヲ明カニスヘキ事ト云フ也。

第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上ハ貴フシテ天日ノ如キ者也。皇国ノ国タル皇統一系一人ノ天下ニシテ天下ノ天下ニ非ス。皇統ノ盛ナル天地ト長久日月ト光明世界万国其儔匹ナシ。唯吾カ父母ノミ特ニ皇恩ヲ承ルニ非ス。先祖ノ先祖又其先祖ヨリ皆皇恩

ヲ承ケテ我カ身ニ至リ、先祖代々皆日本ノ地ニ生レ日本ノ天ヲ戴キ日本ノ食ヲ喰ヒ日本ノ人トナリヌレハ、国ト共ニ体戚ヲ同フシ、皇上ヲ天日ノ如ク奉戴シ、難有敬ヒ奉ルハ人臣当然ノ理也。今朝廷ニテ王政復古郡県ノ世トナシ、更始ニ新天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起シ、大小学校ヲ建テ文明開化ヲ致シ海陸軍ヲ盛ニシ万国ト並立セントノ思召ナレハ、人々各学問ヲ勵ミ智識ヲ弘メ職業ヲ勤メ富強ヲ致シ、朝廷ノ御趣意ニ副ヘ奉ルハ是即チ天朝ヘノ忠信也。特我身ノ榮輝(イワ)榮花ヲ貧リ特我身ノ安逸歡樂ヲ求テ天朝ノ御趣意ヲ遵守セス、從前ナキ役錢ヲ出スハ馬鹿ラシヒノ地券税ヲ御取立ハ心外タノト上ヲ譏リ上ヲ怨ムハ不忠也。役錢地稅等ハ万国公法ニテ、特日本ノミ過分ナルコトハナキ者也。又從前ヲ申セハ、士族ハ当番祇役ノ勞費アリ町在モ人足夫方ソレソレノ役錢アリ。此ニ比スレハ何モ過分ナルコトハ有ルマシ。然ルニ偶不心得者有テ、恐レ多クモ朝廷ヲ非謗スルハ即是我家ノ父兄ヲ非謗スル同然ニテ人間ノ行ニ有ルマシキコト也。人々能ク我身ノ本ヲ省ミ各善人ニ成テ忠信ヲスルハ、即チ之ヲ此レ皇上奉戴シ朝旨ヲ遵守セシム

ヘキコトト云フ也。

右ハ明治五年三月掛卷モ恐キ皇上ヨリ大教正ヘ授ケ玉フ所ニシテ、皇国永世不朽神道ノ教憲也。其教僅ニ三条ニ過キスト雖モ簡ニシテ尽キタル、誠ニ難有キ御趣意ナリ。今日本ノ人タル者謹テ此難有キ教憲ヲ守ラスンハ有ル可カラズ。万一不心得ニシテ神ヲ敬セズ國ヲ愛セス、不学文盲ニシテ天理人道ヲ明ニセス、不忠ニシテ皇上ヲ奉戴セス、無頼ニシテ朝旨ヲ遵守セサル者ハ、即チ人面獸心ト申者ニテ、必ス天罰ヲ免レサルモノナリ。慎哉勿忽。

『三条教憲要解』 清水彦介 (明治六年九月)
二条教憲要解

置賜県祠官兼補権中講義清水彦介稿

第一条

一、敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事

皇國ハ神國ト称シテ土地人民ヲ始メ万物皆造化ノ神ノ産成玉フ者ニシテ外國トハ同シカラス。故ニ之ヲ尊シテ神國ト称ス。今日人々飢ヘス寒ヘス父母ニ事ヘ妻子ヲ養ヒ安樂ニ暮ラシテ居ル者ハ皆神ノ恩頼也。故ニ人ノ行ヒ神ヲ敬スルヨリ大ナル者ナシ。故ニ造化ノ三神天照大御神ヲ始メ奉リ、氏神産土神ニ至迄平生大切ニ敬ヒ奉リ、天下太平國家治安ヲ祈リ奉ルヘキ事也。國ト云ハ今我身居住ノ皇國大日本ノ事也。此國ハ有テコソ家モアリ身モアリ、飲食衣服ノ用何ニ一ツ欠乏スル所ナク金銀器用ヲ蓄ヘ父母ニ事ヘ妻子ヲ育テ一家日出度生ヲ保ツ者也。若此國ナケレハ我身ノ居所ナク金銀財宝ヲ持事ハ扱置キ生ヲ保ツコト能ハサル也。故ニ此皇國ニ生レシ人ハ貴賤男女ヲ問ハス、寐テモ起テモ此皇國ヲ我身ヲ愛スル如ク、大切ニ愛シテ外國ニ奪ハレサル様ニ致スヘキコト也。今斯

難有教ヲ人々我身ニ引受テ朝夕夕斷ナク執リ行フヲ此ヲ之レ敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事ト云也。

第二条

一、天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理ト云ハ此世中ニ遺ル隈ナクアル所ノ道理ニシテ、即チ鏡鑿劍ノ德智仁勇ノ三達徳是也。人道ト云ハ君臣ノ義父子ノ親夫婦ノ別ノ三綱是也。臣トシテハ忠ニ死スルノ道ヲ明ニシ、勤王ノ為メニハ一命ヲ惜マス忠信ヲ致シ、子トシテハ孝ニ死スルノ道ヲ明ニシ、父母ノ為ニハ辛苦艱難ヲ厭ハス孝行ヲ尽シ、婦トシテハ二夫ニ見ヘサルノ道ヲ明ニシ互ニ睦クシテ一家ヲ保チ子孫相統スルハ此即チ天理人道ノ大ナル者也。先ツ此大ナル者ヲ明ニシ、之ヲ拡充シテ長幼ノ序朋友ノ信及ヒ親戚ノ親ミ郷里ノ交ヨリ、万事万端道理ニ外レザル様ニ致ラ此ヲ之レ天理人道ヲ明ニスヘキ事ト云也。

第三条

一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上トハ今上皇帝ノ御事也。此皇国ハ西海道ノ長崎ヨリ北海道ノ奥蝦夷マテ普天ノ下王土ニ非サルナク、率土ノ浜王臣ニ非ル者ナケレハ、皇国ニ生レシ者ハ華士族平民ノ差別ナク皇上ヨ天日ノ如ク難有奉戴シ、毎日玉体ノ御万福ヲ祈リ奉リ申ヘキ事也。勿体ナクモ皇上億兆保安ノ思召ヲ以テ太政官ヲ建テラレ、百官有司其思召ヲ奉承シテ御政事ノ助ヲ為ス者ナレハ、太政官ノ命令ハ勿論府県庁及ヒ区長戸長ノ命ト雖モ異乱ナク拝承スヘキ者也。今皇国中ノ人民一人モ朝廷ノ御世話ニ預ラザル者ナシ。然ニ王者ノ民ハ皞々如タリト云者ニテ魚ノ水ニ在リ水ノ恩ヲ知ラサルガ如ク、帝ノ力我ニ於テ何シカ有ラント申者ナレトモ、人ハ万物ノ靈ナレハ禽獸虫介トハ同シカラス。必皇上覆育ノ大恩ヲ知り朝廷ノ御旨意ヲ大切ニ遵守シテ何事モ決シテ違背致スマシキ事也。此ヲ之レ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事ト云也。

右ノ三条ハ皇国神道ノ本教ニシテ能ク此三条ヲ守リ履行ヘハ、生テハ賢人君子トナリ衆人ニ尊バレ、死シテハ其魂高天原ヘ復ヘリ神明ノ御側ニ侍坐シ永ク歡樂ヲ極ムヘシ。若シ此三条ニ戻ル者ハ即チ無知無頼ノ悪人

ニシテ司法ノ戮ヲ免レス。死シテハ其魂厲鬼ト成リ夜見国ニ追ヒ遣ラレ、永ク苦患ヲ受テ再ヒ安樂ヲ得ルノ期ナシ。人々慎テ此三条ヲ守ルヘシ。

二天理人道弁 長川東洲 (明治六年九月)

余一日長崎県ノ一先生長川東洲氏ヲ訪フ折節或ル教導職一名来リテ話聞説教ノ事ニ及フ先生一紙ノ筆記ヲ取
出シテ示ス之ヲ讀ムニ弁論確当ナルヲ覺フ余亦教職ノ
後二列シタレハ普ク教林ノ參觀ニ備ヘンコトヲ欲シテ
茲ニ出ス

阿部真造

天理人道弁

教台大教ノ目ニ天理人道ノ条アリ。理ハ事物ノ上自カラ
備ハル処ノ条理ニシテ、凡ソ人君臣ノ大義ヲ始、父子夫
婦長幼朋友ノ類、各其規則ノ宜キアリテ万古一定シテ動
カサルモノ是也。故ニ理ハ一定不動ノモノ、又之ヲ人道
ト称ス。人道トシモ云ヘルハ吾人天地ノ全徳ヲ稟得テ性
トシ自余群臣禽獸虫魚ト異ナルモノアルヲ示ス所以ナリ。
而シテコノ人道其本原天ニ出テ、来処極テ遠シ。故ニ又
天理ト云、天理人道同出ニシテ異名ソノ意ニ義アルニ非
ス。天理ハ即チ人道即チ天理<sup>世ノ説者或ハ天理人道ヲ説テ其解
ヲ兩様ニスルモノハ是ニアラス</sup>
字ハ儒籍ニ出ルト雖モソノ理横四海ニ准シ豎千古ニ准ス。
我神教ノ旨ト合同一揆タリ。故ニ教台神教ノ大旨ヲ掲ケ

此語ヲ提出シテ綱要ヲ開示セラル。蓋シ六芸経伝ヲ取テ
吾注脚トス。皇教至大無外ヲ觀ルヘシ。故ニ彼レ之ヲ天
ト云モノ我之ヲ神ト云。天ハ神ノ鎮給フ域ニシテ神ハ即
チ天ニ鎮リ坐シテ天地ノ政知召ス主宰ナリ。或ハ主宰ヲ
以テ言ヲナシ、或ハ封疆ヲ以テ言ヲナス。言異ナリト雖
モ其指ス所ハ一ナリ。サレハ大教ノ所謂天理トハ則開闢
元始三柱ノ大神々伊邪那岐ノ大神及ヒ吾皇祖大御神ヨリ
繼々生出給フ神々ノ大御心ニ愛憐ミ思召ス処ニシテ、漢
人之ヲ善ト云道徳ト云綱常彝倫ト云。之ヲ総フルニ皆天
理也。然ラハ人道ノ至レル処即チ神慮ノ只中ニテソノ惡
ナル邪ナル忌ハシキ穢シキハ皆神慮ニ叶ハス。神慮ニ叶
ハサル漢人之ヲ天ニ逆フト云フ。神慮ニ叶ヘル之ヲ天ニ
順フト云。土域同シカラサレハ言語宜キヲ異ニス。故ニ
名同シカラサレ共其旨ハ一ナリ。故ニ彼レノ天道福善禍
淫天道惡盈福謙ナト皆神ノ御恵ヲ蒙ムルト云。又其御譴
ヲ受クト称スル隱符知シ召神ノ神政ニシテ其条理一定不
易天地ノ間ニ儼然タルモノ是也。

世ノ説者或ハ天理ヲ説テ循環無窮ノ義トシ、証スルニ古
今興衰存亡ノ故ヲ以テス。斯ノ如キハ是運ニシテ理ニ非

ス。寒暑ノ代序アル日月ノ往来アルカ如キ、是皆循環無窮ナル者、其天ニ出ル所以ハ一ナレトモ理ノ確然一定シ万古ニ亘リテ変セサルモノト指ス処同シカラス。豈其解ヲ混スルコトヲ得ンヤ。故ニ理ノ字々書ニ膚肉ノ間湊理アリ。又云諸物只玉ノミ其最密故ニ其字從玉ト見ルベシ。

理ハ確然一定シテ万古動カス、循環運動ナキコトヲ天理ノ一定不易天運ノ循環無窮其義判然トハ分析シ難キニアラス苟モ強書者ノ知ル処ナリ今天運循環無窮ノ義ヲ以テ天理ヲ解シ一定不易ノ義ヲ誤ル其牽強杜撰ナル明者必シモ弁セシテ知ルヘシ若シ必ス其説ヲ執シテ之ヲ説カハ詔舞ヲシテ武音トス豈書声ヲ知ルモノト云ハンヤ同一天道ナリ然レトモ其福善禍淫ト云モノハ理ヲ以テ言ヲナシ魴益謙ト云モノハ數ヲ以テ言ヲナス其言各指ス処アリテ同シカラサルハ文章ノ通法ナリ況ヤ明々天理ノ二字ヲ掲出スルモノ天運循環ノ義解ヲ移シテ是ヲ説クコト機軸ト云ヘキ且教台人ヲ教フルノ大旨、若シ必ス循理ヲ以テ其心

法ヲ垂示セラレハ、所謂人道果シテ何等ノ解ヲナサンヤ。夫大教掲ケ出ス処天理人道ノ四字ハ本自ラ合璧連珠ノ文字ナリ。故ニ四字ヲ兩分シテ二項ト説做スコトヲ得ス。如シ然ラハ循環ヲ以テ天理ヲ解ス。豈翻覆ヲ以テ人道ヲ

解セシ乎。是其窒礙不通ナル弁セスシテソノ非ヲ悟ルヘキ也世ノ説者番天理ノ字解ニ昧キノミナラス此四字ノ合璧連珠ノ文タラヲ知ラザ至ル明カニセサルヘカラス然レトモ世又是ヨリ甚シキモノアリ。以謂ラク六合共同是天理ナリト。噫々斯ノ如キハ洋人祆教ノ意

堂々タル神國巍巍タル神教ノ大旨ニ非ス。何トナレハ祆

教一主ヲ以テ尊トスコノ外祭ルヘキノ神ナク、又饗スヘキノ宗廟社稷ナシ。故ニ一モ其理ヲ以テスレハ、既我カ敬神ノ旨ヲ排ス。茫々タル坤輿皆一主ノ製造スル処区域アリテ内外ナシ。斯ノ如キハ又吾愛國ノ旨ヲ靡ニス。謹

テ按スルニ朝廷方今大二万国交際ノ典ヲ興ス者ハ海宇形勢ノ變此ノ如シ。勢已ムヲ得給ハス。而シテ彼ノ所長ヲ取リテ吾ノ所短ヲ補フ、是則敬神愛國ノ聖旨ニ出ルモノニシテ敬神愛國ハ吾祖相諷ノ相伝承スル処、国家万古ノ大經ナリ。而シテ今日交際ノ議ハ事至急トイヘトモ、勢已ムヲ得給ハサルニ興ル。朝廷一日ノ大權ナリ。豈之

ヲ天理人道ノ極致ト云ハンヤ。果シテ其説ノ是ナラン乎。是従前鎖封ノ君臣ヲ概シテ天理人道ヲ知ラサルモノトス。豈大紕繆ニ非スヤ開鎖皆天也余別ニ緒論ノ之ヲ論スルアリソノ文雅説弁ニ附記ス今數セス之ヲ要スルニ

敬神愛國ノ旨ハ皇國惟神ノ伝ニシテ天理人道ハ即チ又民人ニ示スニ綱常彝倫ノ義ヲ以テス。其第一条ハ神道ニ係リ、第二条ハ人道ニ係ル。僅々タル數言神人ヲ兼該シテ飾繚アル事ナシ。天下ノ精言ト云ヘシ。而シテ説者錯解

シテ其義疏ヲ誤マル、朝廷深奧ノ旨ニ達セスト云ヘシ外

交際ノ事及ヒ開成富強文明之籌説者之ヲ説テ人ノ智識ヲ開カント欲セハ下条皇上奉戴朝旨遵守条内ニ於テ之ヲ講明分解シテ可ナリ当ニ此条内ニ於テ機サマニ枝葉ヲ生

ス可故ニ今日大教ノ旨ヲ講シ翼クルニ經說ヲ以テスルモ
ラスハ朝旨ト相干サス、祇教ヲ以スルモノハ其極必ス朝廷
赫々ノ教化ヲ泯滅シ世道人心ヲ誣誤スルニ至ル。是国家
ノ大蠹禍洪水猛獸ヨリ甚シ。斯ノ如キハ吾恐ル以テ弁セ
サルヘカラス。

神教祇說其理趣勝劣ノ異アルモノハ彼レノ教祖ハ拓地
辟疆ヲ以テ志トシ、我ノ皇祖ハ子孫帝王万世ノ祚業ヲ
以テ旨トシ給フ。此異ヲ生スル所以ナリ。彼ノ教法ハ外海宇ニ
瀾漫シ我ノ教法ハ内
六十余州ニ局ス内ニ局スルモノハ廬ハ天然ノ真靈彫琢ヲ加ヘスシテ宝光自然ナ
ルカ如ク外ニ漫スルモノハ猶ニ口ノ刀ノ如シ厥初メ千練百鍛ヲ加フ故ニソノ銳利
人觸レハ人ヲ斬リ鳥觸レハ鳥ヲ斬ル是其利鈍眞實ノ別ナリ異日而教ノ聞自ラ回異
ノ論アルヘシ竊ニヲモヘタク余カ此論両家ヲ判尽シテ頗ルソノ情ヲ得タリト世識
者アリテ特ニコノ言ニ
取ルコトアラントス 唐堯天之曆數在爾躬ヲ以テ天下ヲ虞舜
ニ授ク。而後支那千古易姓革命ノ勢ヲ温醸ス。人生開

国創業ノ旨千古祚運ノ強弱修短ヲ判スルコト概ネ此類
ナリ。故ニ彼ノ教祖六合混一ヲ以テ志トスレハ千歳ノ
後其教法瀛環ニ瀾漫シ、吾皇祖子孫万世帝王ノ祚ヲ以
テ旨トシ給ヘハ赫々皇統其祚ヲ千五百万ノ長秋ニ保安
シテ宝祚之隆天壤ト窮ナキニ至ル、祖宗継天立極ノ大
旨遠ク万世ニ貫クコト此ノ如シ。是教法ノ国ニ欠クヘ
カラサル所以ナリ。世域ハ教法無益ノ論ヲ執スルモノ

アリ。要スルニ其人玄遠識微ノ士ニ非ス。方今教台以
テ其教ヲ立テ政府以テ其政ヲ敷ク政ヲ敷クモノハ、文
明開化ト称シ其宜ヲ洋土ニ取り日々ニ田鼠化シテ鴛ト
ナリ爵大水ニ入りテ蛤タランコトヲ望ム。教ヲ立ル者
ハ惟神ノ道ヲ講シテ人心ヲ既ニ散スルニ招萃メント擬
シ千古ノ魯靈光ヲ国ニ留メンコトヲ希フ。其間相サル
コト雲壤氷炭ナリ。不知此二ノ者並ヒ行レテ相悖ラサ
ルカ、将夕情相軋シテ相エサルニ終ランカ。斯ノ如キ
ハ亦国家禍福ノ分ル所、其故細故ニアラス。之ヲ要ス
ルニ廟堂ノ上必ラス神算遠図アルヘシ。